

## 9 「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援について

「介護サービス情報の公表」制度は、利用者による適切な介護サービス（事業者）の選択に資するよう、介護サービス事業者に対して介護サービス情報の公表を義務付けるものであり、都道府県において、都道府県内の介護サービス事業者の調査や介護サービス情報の公表に係る実施計画の策定、事業者からの公表すべき情報の報告の受理、調査が必要な情報に係る調査の実施、情報の公表等の事務を行うこととなる。また、これらの事務を外部機関に行わせる場合には、当該外部機関の指定事務を行うこととなる。平成17年度においては、国において、必要な政令及び省令を整備するとともに、都道府県における実施体制の整備、条例の制定等円滑な制度の施行に向けて全国的な見地から支援していくこととしている。

### ア 政令及び省令事項について

本制度に関しては、次の事項について政令及び省令を定めることとしている。

#### (ア) 政令で定める事項

第115条の29第1項	政令で定めるところ	事業者が介護サービス情報を都道府県知事に報告を行う方法、手続き等
第115条の31第2項	政令で定める要件	調査員の要件
第115条の37	政令で定める	指定調査機関及び指定情報公表センターの指定要件等

#### (イ) 厚生労働省令で定める事項

第115条の29第1項	厚生労働省令で定めるサービス	情報の公表の対象とする介護サービスの種類
	厚生労働省令で定めるとき	事業者が、介護サービス情報を都道府県知事に報告する時期等（年に1回を予定）

	厚生労働省令で定めるもの	介護サービス情報の内容
第115条の29第2項	厚生労働省令で定めるもの	介護サービス情報のうち、調査することが必要な情報の内容
第115条の29第3項	厚生労働省令で定めるもの	調査の結果、公表する情報
第115条の31第1項	厚生労働省令で定める方法	調査の方法
第115条の33	厚生労働省令で定めるところ	指定調査機関における帳簿の備え付け、保存等の手続き
	厚生労働省令で定めるもの	指定調査機関における帳簿の記載内容
第115条の36第1項	厚生労働省令で定めるもの	都道府県が、指定情報公表センターに行わせることができる事務の内容
第115条の36第3項 (第115条の33準用)	厚生労働省令で定めるところ	指定情報公表センターにおける帳簿の備え付け、保存等の手続き
	厚生労働省令で定めるもの	指定情報公表センターにおける帳簿の記載内容

#### イ 「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会について

都道府県、指定情報公表センター予定法人、国、社団法人シルバーサービス振興会等が参画し、全国的又は広域的な見地から、本制度の施行準備や支援を協働して行う『介護サービス情報の公表』制度施行準備・支援協議会（以下、「準備・支援協議会」という。）及び準備・支援協議会の協議事項等について先行的に検討し、全国における施行準備を円滑かつ迅速に進めるための幹事会（以下、「幹事会」という。）について、次のような取組みを予定している。

## (ア) 幹事会

幹事会の構成は、各都道府県の希望、適切な配置、本制度の検討状況、実施体制の予定状況等を考慮し、次の6都県の本庁、指定情報公表センター予定法人、国、社団法人シルバーサービス振興会等により構成することとしている。

### 【「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会幹事県一覧】

北海道・東北ブロック	①秋田県
関東・信越ブロック	②東京都
東海・北陸ブロック	③富山県
近畿ブロック	④滋賀県
中国・四国ブロック	⑤広島県
九州ブロック	⑥長崎県

幹事会の協議事項は概ね次の事項とし、地域の実情に応じた意見を制度構築に反映するものとする。

- a. 政令及び省令案について
- b. 厚生労働省が作成する手数料に関するガイドライン案について
- c. 介護サービス情報の公表システム案について
- d. その他調査員養成等に係る全国的・広域的支援方策について

幹事会の開催スケジュールは7月、9月、12月等適宜構成員の発意により開催することとしている。

## (イ) 準備・支援協議会

準備・支援協議会の構成は、全都道府県、指定情報公表センター予定法人、国、社団法人シルバーサービス振興会等により構成することとしている。

準備・支援協議会の協議事項は、幹事会からの検討事項の提示を受け、各都道府県における課題を整理するとともに、必要に応じて全国的又は広域的な見

地からの支援事項を準備・支援協議会に提案する等の取組みを予定している。

準備・支援協議会の開催スケジュールは7月、9月、12月等それぞれ幹事会終了後等に開催することとしており、近々、お知らせするので了知願いたい。

**(ウ) 幹事会及び準備・支援協議会に係る経費**

幹事会及び準備・支援協議会に係る経費は、介護予防・地域支え合い事業のメニュー事業である『『介護サービス情報の公表』制度推進事業（仮称）』の「制度施行準備・支援事業」により、1/2の国庫補助を行うこととしている。